

感染管理システム調達仕様書

1. はじめに

本仕様書は、市立ひらかた病院において使用している部門システムが老朽化していることから、更新のために必要となるソフトウェア、ハードウェアを調達するにあたり必要な事項を定めるものである。

2. 件名

感染管理システム調達

3. 納期

令和8年11月30日まで

ただし、引き渡しについては、別途協議の上、日程を決定する。

ただし、研修、引継ぎ等の作業については、引き渡しよりも前に行うものとする。

4. 支払い方法

完了払い 1回

5. 調達内容・条件

(1) 調達条件

既存ライセンスの利用: 既設のライセンス等は使用可能であること。

操作端末: 本院が用意・調達するため、調達不要

サーバ: 本院が用意する仮想サーバを利用すること

ただし、仮想サーバを使用できない場合は、サーバ等の機器の設置及びネットワーク追加が必要な場合の経費等の一切は応札額に含むこと。

OS:原則 WindowsServer2022 以上で動作可能であること。

WindowsServer2025 で動作が可能な場合は、2025 で動作させること。

WindowsOS 以外で動作させる場合は、少なくとも 2031 年 10 月まではサポート期限があるサーバOSを調達すること。

なお、仮想サーバで導入する場合であって、WindowsServer2025 及びダウングレード版の 2022 を利用する場合に限り、発注者でライセンスを用意する。

その他の場合は、応札金額に含むものとする。

(2) 機能条件

- 調達システムは、別紙「機能仕様一覧」に記載のある仕様を満たすものであること。
- HIS（富士通 Japan 社製、製品名：HopeLifemark-HX）に接続し、データを送受信

する機能。

なお、当該接続において、HIS 側の改修が必要な場合の費用は、本調達に含むものとする。

- 共通端末及び専用端末に対して、システムが円滑に利用できるようセットアップを行うこと。

(3) ウイルス対策ソフト等

- システムを利用する端末について、専用端末を利用する場合は、発注者が指定するウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）を導入すること。アカウント資源については、発注者が用意する。
- 仮想サーバを利用する場合であって、WindowsOS を利用する場合は、引き渡し時にウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）をインストールして引き渡しを行う。それ以外のOSの場合は受注者がインストール作業を行うこと。また、発注者が用意するウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）で動作ができない場合は、2031年10月まで動作できるようウイルス対策ソフトを購入するものとし、ウイルス対策ソフトの定義ファイルの更新作業を保守作業にて受託できる必要がある。
- システムを利用する端末について、専用端末を利用する場合は、必要に応じて、指定するソフトについて発注者から資源提供を受けインストールすること。

(4) 保守・保証

- 稼働後から令和9年3月31日までの間の保守・保証期間の費用を含むこと。
- 本契約締結後、速やかに本契約の内訳として、当該保守費用の月額単価を示すものとし、令和9年4月1日以降の保守契約の請負金額については、本契約における保守相当分の月額単価と同額とし、保守契約金額の変更は物価・人件費のインフレーション及び消費税等のやむを得ない事情によるものを除き認めない。
- 初期不良対応等で、令和9年3月31日までの保守費用が必要ない場合は、該当の機器等の金額の20%までを以後の保守契約における1年間の上限とする。
- 迅速なサポート体制を実現するため、不具合発生時に2時間以内に初期対応を行える事業者であること。
- 発注者が用意するリモート接続の環境（サービス名：富士通製 Tunaclo サービス）を利用しない場合であって、リモート接続による保守対応性を構築する場合は、専用回線を受注者の責任において敷設するものとし、その費用は、応札額に含めること。
- 操作マニュアルは全ての機器について、日本語版を有すること。

(5) その他

- 導入システムと既存システムとの差異の説明資料の提供を行うこと。
- 必要に応じて、稼働日（切り替え日）には立ち合いを行うこと。
- 必要に応じて進捗及び課題、懸案事項等について協議を実施すること。

6. 導入作業

- 導入作業時におけるシステム及びネットワークの停止は、最小限の範囲とすること。
- 既存システムからのデータ移行費については本調達に含めること。
- 導入作業後の動作確認は、受発注両者で実施すること。

7. データ移行作業

- 既存のシステムから出力したデータについて、本調達にて導入するシステムにデータ移行を行うこと
- 既存のシステムからのデータ出力にかかる経費については本調達に含むものとする。
- データ出力経費について、データ移行一般仕様書に基づき出力した場合の参考価格 5,500,000 円（税込み）を見込むが、調達するシステムにて必要な情報への加工等が必要な場合は、発注者にて見積を取得した上で、応札額に含むものとする。
- 既存システム：アイテック阪急・阪神株式会社 感染制御支援システム ICTMate

8. 作業場所等

- 発注者の施設内に用意する端末を利用する。リモート接続の環境（サービス名：富士通製 Tunakuro サービス）利用した端末を用意する。当該端末については、他の部門システムベンダーと共用となるため、調整の上、利用すること。
別途、専用の開発端末が必要な場合は、発注者で用意するものとし、セキュリティ対策等については、受注者と協議する。
- 作業実施にあたっては、診療に影響のないよう、事前に協議を行い、発注者の許可を受け作業を行うこと。

9. 提出書類

本業務完了後の提出資料は以下のとおりとし、電子媒体で提出すること。

ただし、研修に必要な資料等がある場合は、紙媒体で用意すること。

- 更新した機器の一覧（移行完了後のもの）
- 機器の IP アドレス一覧（移行完了後のもの）
- その他、運用上必要なマニュアル・手順書

10. 知的所有権等

- 受注者は、本システムの構築にあたって発生する権利、所有権、著作権、及び使用权が本システムの稼働を妨げることはないよう必要な措置を行うものとする。ただ

し、製作、改修のための著作権使用に関する問題は全て受注者において処理すること。

- ソフトウェアの製作、改修に関連し発生した著作権使用に関する問題は全て受注者において処理すること。
- 納入される成果物及び開発・製作されたプログラムに第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得ることとし、発注者は既存著作物等について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- 本契約により、パッケージ部分を除き独自に開発したプログラム、ソースコードの所有権、著作権は発注者及び受注者双方にあること。また、そのプログラムに関するソースコードは発注者に書面及び電子媒体にて開示すること。
- 受注者と発注者が有する権利は、著作権法第27条（翻訳権・翻訳権等）、同第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の権利を含むものとする。

11. 個人情報保護等

- 受注者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「枚方市情報セキュリティポリシー」等各種関係法令を遵守しなければならない。
- 受注者は、別紙に示す「個人情報の保護に関する特記仕様書」の内容を遵守し、秘密の保持に関する「誓約書」についても作成すること。
- 受注者は、提供資料の盗難、毀損又は汚損が生じた場合、又は漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、直ちにその状況を本市に報告し、受注者の責任において本業務遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は速やかに報告書を本市へ提出しなければならない。
- 受注者は、以上の事項に違反して本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 発注者は受注者に対し、本仕様に定める事項に違反した場合には、本契約を解除できることとし、契約が解除された場合、受注者は本市から提供されたデータ及び資料を遅滞なく返還すること。

12. 委託の禁止

- 受注者は本調達にあたり、債務の一部を他者に委託する場合はあらかじめ、発注者に申請を行い、承認を得なければならない。
- 前項では再委託の場合も同様とする。
- 前2項で承認依頼をした場合は、個人情報保護に関する事項を受注者の責任により遵守させるとともに、誓約書を徴取し、受注者に提出しなければならない。

13. 記載外事項・疑義

- 仕様書に記載のない事項は、都度協議し、発注者の決定により対応すること。
- 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議し、発注者の決定により対応すること。
- やむを得ない事情により、仕様の変更が必要な場合は、予め発注者へ申し出の上、承認を得てから行うこと。

14. 担当部署連絡先

〒573-1197

大阪府 枚方市 禁野本町2丁目14番1号

市立ひらかた病院 事務局 医事課

電話：072-847-2821（代表）

FAX：072-849-2174（直通）

データ移行一般仕様書

1. プロジェクト概要

- **目的:** 既存システムから新システムへのデータ移行を実施し、業務の継続性を確保する。
- **対象データ:** テキストデータ、画像データ（PDF 等）を含む。

2. 移行対象データ

容量（概算）8GB 程度

3. 移行手順

3.1 事前準備

- 移行元システムのデータのバックアップを取得する。

3.2 データ抽出

- 移行元システムから必要なデータを抽出する。
- 各ファイルは発注者が指定する場所に保管し、引き渡す。

3.3 データ形式

- 出力するデータ形式は CSV とする。
- 画像ファイルのフォーマット、フォルダの格納ルールは次のとおりとする。
環境ラウンドの画像データ：バイナリデータで CSV ファイルの一部として出力

4. データ出力回数

- 初期データ 1 回と、最終データ 1 回の合計 2 回とする。

機能仕様一覧

			要求事項
			感染制御支援システム
1			システム全体
1	1		共通
1	1	1	現行システムで実現している機能と差異については、運用案含め、発注者の担当者へ十分な説明と提案を行うこと。
1	1	2	ICT向け、全職員向けの画面が用意されており、全職員向け画面はマウスで直感的に使用できること。
1	1	3	帳票レイアウトはユーザーで変更できる機能を有すること。
1	1	4	各画面には印刷機能を有すること。
1	1	5	Microsoft Windows 8 以降のOSで動作が保障されていること。
1	1	6	Microsoft Internet Explorer 8以降のバージョンで動作が保障されていること。
1	1	7	サーバーダウン時にも迅速に復旧する手段を有すること。
1	2		データ管理
1	2	1	データの保存は永久保存であること。
1	2	2	サーバーダウン時には速やかに復旧できるように対策を行うこと。
1	3		データ移行
1	3	1	既存システムから以下の情報を全て移行すること。
1	3	2	・患者情報（ID、氏名、性別、生年月日、入院日、退院日、主治医等）
1	3	3	・患者移動歴（病棟、病室、病床、移動日時等）
1	3	4	・バイタル情報（身長、体重、体温、血圧、脈拍、呼吸数等）
1	3	5	・観察情報（下痢、嘔吐、発赤、腫脹等）
1	3	6	・病名
1	3	7	・監視対象情報（微生物、検査項目、診断結果、手動追加等の監視対象となる微生物情報）
1	3	8	・注射オーダー、注射実施情報
1	3	9	・処方オーダー、処方実施情報
1	3	10	・サーベイランス感染判定結果
1	3	11	・環境ラウンド実施情報
1	3	12	・物品管理情報
2			情報発信
2	1	1	感染対策室からの情報発信を可能とし、全職員が参照できるようWEBで構築されていること。
2	1	2	感染対策マニュアル、お知らせ、講習会資料、集計資料が参照できること。
2	1	3	ログインした職員の権限に応じて、各機能の起動を制限する仕組みや参照可能な資料を制限する仕組みを有すること。
2	1	4	電子カルテシステムや院内ポータルから職員IDを引数としてシングルサインオンで起動できること。
3			サーベイランス支援
3	1		BSIサーベイランス
3	1	1	血流感染（BSI）サーベイランスの基礎情報、観察記録の入力、及び感染判定ができること。
3	2		UTIサーベイランス
3	2	1	尿路感染（UTI）サーベイランスの基礎情報、観察記録の入力、及び感染判定ができること。

3	3	VAPサーベイランス
3	3	1 人工呼吸器関連肺炎（VAP）サーベイランスの基礎情報、観察記録の入力、及び感染判定ができること。
3	4	SSIサーベイランス
3	4	1 手術部位感染（SSI）サーベイランスの基礎情報、観察記録の入力、及び感染判定ができること。
3	5	基礎情報・観察記録
3	5	1 基礎情報、観察記録の入力については、業務を簡略化するための以下の機能を有すること。
3	5	2 ・基礎情報、観察記録の入力画面へは電子カルテシステムからリンク起動ができること。
3	5	3 ・各サーベイランスの観察記録は、電子カルテシステムから取得可能な情報を自動的に取得できること。
3	5	4 ・SSIサーベイランスの基礎情報は、サーベイランス対象としている手術について、電子カルテシステムから取得可能な情報を自動的に取得できること。
3	5	5 ・職員が紙に記述するのと同様な操作（マウスによる簡易操作）で入力できること。
3	5	6 ・電子カルテシステムのログインユーザを、ワークシートの記入者として自動で登録できること。
3	5	7 ・必須項目の未入力チェック機能を有すること。
3	5	8 ・BSI、UTI、VAP、SSIの基礎情報、観察記録が容易な操作で連続して入力できること。
3	5	9 ・基礎情報の項目は任意に拡張できること。
3	5	10 ・観察項目は任意に拡張できること。
3	5	11 ・BSIの基礎情報として挿入日、カテーテル種類、挿入部位、挿入場所、実施者、手洗い有無、マキシマルバリアプリコーション実施有無、抜去日、抜去理由が登録できること。
3	5	12 ・BSIの観察記録は、発赤、腫脹、排膿の有無が登録できること。
3	5	13 ・BSIは1人の患者に末梢カテーテルも含め最大5つまでの基礎情報、観察記録が入力できること。
3	5	14 ・UTIの基礎情報として挿入日、カテーテル種類、挿入場所、挿入目的、抜去日、抜去理由が登録できること。
3	5	15 ・UTIの観察記録は、尿意促進、排尿異常、恥骨上圧痛の有無が登録できること。
3	5	16 ・VAPの基礎情報として装着日、呼吸器種類、挿管部位、挿入場所、離脱日、離脱理由等が登録できること。
3	5	17 ・VAPの観察記録は、肺雑音、ラ音聴取の有無、及び痰性状、呼吸器の情報としてモード、FiO2、1回換気量、呼吸数、プレッシャーサポート、PEEP、定常流が登録できること。
3	5	18 ・SSIの基礎情報として、手術創ごとに手術日、対象診療科、病名、手術手技、手術時間、創分類、ASAスコア、執刀医、緊急手術、内視鏡使用有無、人工埋入物有無、合併手術、人工肛門造設術実施、観察終了日、観察終了理由が登録できること。
3	5	19 ・観察記録を入力する対象者が容易に抽出できる機能を有すること。
3	5	20 ・観察期間が視覚的に分かるように表示する機能を有すること。
3	5	21 ・観察期間については自動で計算する機能を有すること（BSI、UTI、VAPの抜去後または脱着後2日間、SSIの人口埋入物有は1年間等）。
3	5	22 ・SSIについては、退院後も観察可能なよう外来へ渡すワークシートが出力できること。
3	6	感染判定
3	6	1 感染判定については、業務を簡略化するための以下の機能を有すること。
3	6	2 ・感染判定の対象者を絞り込むための感染疑いを自動抽出する機能を有すること。
3	6	3 ・対象サーベイランス毎に感染疑いの判定条件（38℃以上の発熱、血液培養陽性等）を施設に合わせて設定可能で、使用する組合せはユーザが任意に設定できること。
3	6	4 ・感染判定を行う対象者を抽出するための画面を有すること。抽出条件については、サーベイランス種別、判定期間、病棟、診療科、IDを指定して対象者一覧を表示されること。
3	6	5 ・上記で抽出された対象者一覧には患者情報、対象サーベイランス、判定状況（未実施、感染疑い、判定保留、感染、感染無し）等、感染判定をするのに必要な情報が表示されること。
3	6	6 ・抽出した患者一覧に対して、自動で感染疑いの判定を行えること。
3	6	7 ・対象者一覧については、ソート、及びフィルタリングする機能を有すること。
3	6	8 ・患者一覧から患者を選択し、感染判定を行えること。
3	6	9 ・感染判定時には、BSI、UTI、VAP、SSIの情報、及び観察記録、バイタル、抗菌薬投与状況、検出菌情報が同一画面で確認でき、感染判定ができること。

3	6	10	・感染判定時には起因菌となった微生物検査結果の詳細画面が表示できること。
3	6	11	・SSIについては、主治医が担当分の感染判定を容易に行うための支援機能を有すること。
3	6	12	・SSIについては、手術創ごとに感染判定ができること。
3	7		集計
3	7	1	月別・病棟別にBSIの感染率、感染者数、延器具日数、カテ使用比、感染者一覧が出力できること。
3	7	2	月別・病棟別にUTIの感染率、感染者数、延器具日数、カテ使用比、感染者一覧が出力できること。
3	7	3	月別・病棟別にVAPの感染率、感染者数、延器具日数、カテ使用比、感染者一覧が出力できること。
3	7	4	BSI、UTI、VAPの感染者については、病棟移動後48時間は移動前の病棟にカウントして集計すること。
3	7	5	診療科、手術手技別にSSIの手術件数、感染件数、感染率が出力できること。
3	7	6	診療科、手術手技別にSSIのリスクインデックス毎に手術件数、感染率が出力できること。
3	7	7	SSIの集計結果の内訳として、月別、四半期別、半期別、年度別に指定した条件の延器具日数、感染者数、感染率が指定した基礎情報の項目ごとに集計し、グラフ付きで結果が出力できること。
3	8		NICUサーベイランス
3	8	1	NICUサーベイランスの業務を簡略化するための機能を有すること。
3	8	2	NICUの入院患者を一覧に表示し、感染判定を実施できること。
3	8	3	一覧には患者属性（患者名、生年月日、性別、出生時体重）や入院期間、所在病棟、検出菌情報、判定状態の表示ができること。
3	8	4	出生時体重の入力ができること。電子カルテとの連携が可能であれば自動的に反映されること。
3	8	5	感染判定では判定日、感染症名、判定菌名の登録ができること。
4			患者配置マップ
4	1		監視対象の発生
4	1	1	監視対象として表示する菌、ウイルス、下痢、嘔吐、発熱について、発生条件が柔軟に設定でき自動的に発生する機能を有すること。
4	1	2	微生物検査結果から監視対象を表示する際に菌のまとめ込や、感受性からの菌変換が設定できる機能を有すること（例えば異なる菌種からESBLs産生菌をまとめたり、緑膿菌の感受性結果から2剤耐性緑膿菌を発生できること）。また、微生物検査の菌名をそのまま使用しないこと。
4	1	3	監視対象とする微生物や発生条件、色についてはマスタで設定できること。
4	1	4	点滅期間については、任意に設定ができること。
4	1	5	下痢、嘔吐、発熱については、48時間以内に新規検出がなければ自動的に点滅表示が消えること。
4	2		病院全体
4	2	1	病院全体、病棟別の監視対象微生物の保菌状況、下痢・嘔吐などの症状発生患者を表示できること。
4	2	2	患者の位置、保菌状況、症状は電子カルテシステムから取得され、自動的に表示されること。
4	2	3	病院全体の保菌状況については、新規検出数、特定の条件に該当した場合に警告表示をする機能を有すること。
4	2	4	容易な操作で病院全体から病棟、患者詳細、患者移動歴、監視対象検出歴の画面に推移ができること（全職員が利用する為、直感的な操作ができること）。
4	2	5	新規検出された患者の一覧が確認でき、クリックすることで患者詳細にリンクできること。
4	2	6	特定の監視対象を指定して絞込み表示ができること。
4	3		病棟マップ
4	3	1	カレンダーで表示日付の変更ができること（過去日の状態が表示できること）。
4	3	2	新規検出された監視対象は点滅して視覚的にわかること。また、職員の権限により、点滅の解除（新規確認）や非表示（監視終了）ができること。

4	3	3	点滅解除については、病棟担当者（師長、リンクスタッフ）とICTの2段階でできること。
4	3	4	患者氏名、及び感染情報を病床の位置関係を考慮して配置し、1病棟を1画面内に表示できること。
4	3	5	患者に対するコメントがあることが視覚的に分かり、容易に内容を確認できること。
4	3	6	コメントは日毎、登録者毎に登録でき、履歴管理ができること。
4	3	7	実際の配置と同様に表現され、浴室やトイレの位置、及び病室のトイレの有無、簡易陰圧室であるか等、感染対策に必要な情報が表示されること。
4	3	8	病棟マップは病棟に変更があった場合にプログラムの変更無しで設定のみで変更できること。
4	3	9	発生した監視対象ごとに感染経路が視覚的に分かるよう病床の色が変更されること。また、色については任意の色が設定できること。
4	3	10	監視対象ごとに感染経路を定義し、初期表示できること。また、検出された部位により感染経路が変わった場合は任意に変更できること。
4	3	11	持込や診断による監視対象を手動で追加できること。
4	3	12	入院前に院内で検査をしていた監視対象が入院時に表示されること。
4	3	13	入院時に表示される監視対象について、監視対象のグループごとに入院前の数日以内、数か月以内、過去全て検出されたものとして表示方法を設定できること。
4	3	14	発生した監視対象ごとに必要な感染対策が確認できること。また対策の手順の資料（PDFや画像など）をリンク起動できること。
4	3	15	発生した監視対象ごとに感染対策の実施状況が入力できること。
4	3	16	患者ごとにコメント入力ができること。また、コメントが入力されていること患者はマップから視覚的に分かること。
4	3	17	病棟マップで入力したコメントが電子カルテに送信できること。
4	4		患者一覧
4	4	1	一覧表示する条件が任意に設定できること（38℃以上、MRSA保菌者等）。
4	4	2	患者一覧は監視対象の菌・ウイルスや血液培養陽性、サーベイランス有無で絞り込みができ、表示した結果はラウンド資料として印刷できること。
4	5		患者詳細
4	5	1	バイタル情報、検体検査結果を表示できること。またグラフ表示できること。
4	5	2	デバイスの挿入状況、手術日を表示できること。
4	5	3	保菌状況、抗菌薬使用状況を表示できること。
4	5	4	保菌状況は開始、保菌期間、陰性、終息を表現できること。
4	5	5	バイタル情報、検体検査結果、手術日、抗菌薬使用状況は電子カルテシステムから取得できること。
4	6		監視対象一覧
4	6	1	監視対象微生物の検査歴として監視対象の菌名が一覧表示され、一覧から指定した微生物検査結果が表示できること。
4	6	2	検査歴の一覧は材料グループや材料での絞り込みができること。
4	7		患者移動歴
4	7	1	指定した患者と同室になったことがある患者を同一画面に表示できること。
4	7	2	指定した患者と同室者の同室期間が視覚的に分かりやすいこと。
4	7	3	同室者をクリックすると選択した患者の患者詳細に遷移できること。
4	7	4	指定した患者が保菌している監視対象が、同室者でも検出されている場合、その検出日を表示できること。
4	8		保菌解除支援
4	8	1	保菌解除対象者の抽出ができること。また、抽出結果から保菌解除に必要な情報が確認でき、保菌解除が容易な操作できること（例えば同一検査材料グループで検出後に3週連続陰性が抽出された場合等）。
5			ラウンド支援
5	1		監視対象菌ラウンド
5	1	1	監視対象菌や特定材料からの菌検出、38℃以上の熱発等の条件で対象患者を抽出できること。
5	1	2	対象患者は退院していても抽出されること。またその場合、退院していることが視覚的に分かること。

5	1	3	菌の新規検出が視覚的に分かること。また菌の持込判定を入力できること。
5	1	4	病棟、病室は検出時と最終所在の両方表示できること。
5	1	5	ラウンドの実施日、フリーコメントを管理できること。
5	1	6	コメントは日毎、登録者毎に登録でき、履歴管理ができること。
5	1	7	抽出した一覧から指定した複数の患者のラウンドシートが印刷できること。
5	1	8	菌の発生報告書を印刷できること。
5	1	9	フォローアップ対象患者を指定し、菌検出後も継続して該当患者を抽出できること。
5	1	10	JANISの全入院サーベイランスに報告する対象者を一覧に抽出し、感染判定、感染症診断名が登録できること。
5	1	11	ラウンド時に入力したコメントがカルテに送信できること。
5	2		ワードオーディット
5	2	1	病棟、外来、地域連携用の監査項目ごとの監査結果、実施日を登録できること。
5	2	2	監査項目をユーザが任意に変更できること。
5	2	3	監査項目以外にフリーで入力できる総合コメント欄が3個以上あること。
5	2	4	監査項目、総合コメント欄に画像を登録できること。
5	2	5	監査実施時のチェックシートの出力、監査結果を報告書として出力できること。また、報告書には登録した画像が印刷されること。
5	3		集計
5	3	1	環境ラウンドのチェックシート別に部署ごとのスコアの推移が出力できること。
6			抗菌薬適正使用管理
6	1		届出チェック
6	1	1	抗菌薬の初回投与時、連続投与日数超過時に届出が必要かチェックし一覧表示できること。
6	1	2	連続投与日数は抗菌薬別に設定ができること。また、投与間隔が2日以内は連続投与として扱えること。
6	1	3	届出が必要な患者に対しては届出を印刷ができること。また、届出の印刷済み、届出の提出済みの状態を管理できること。
6	1	4	届出は電子カルテシステムに登録された情報（テンプレートなど）と連動し、届出提出済みとして扱えること。
6	1	5	期間を指定して、届出率を出力できること。
6	2		抗菌薬適正使用管理
6	2	1	特定の抗菌薬を使用している患者の薬物血中濃度、腎機能、併用している薬剤が日ごとに確認できること。
6	2	2	薬剤管理指導記録の入力、印刷ができること。
6	2	3	薬剤管理指導記録は日毎、登録者毎に登録でき、履歴管理ができること。
6	2	4	薬剤管理指導記録のコメントがカルテに送信できること。
6	2	5	投薬計画シミュレーションソフトで出力したデータの取込、表示ができること。
6	2	6	抗菌薬の注射、処方オーダー、実施情報を元に届出を管理できること。
6	2	7	抗菌薬ラウンド資料が印刷できること。
6	2	8	抗MRSA薬等の薬剤パターン毎に日付範囲を指定して抗菌薬の投与患者を抽出できること。また連続投与日数や薬物血中濃度の検査結果が有る患者を任意で指定しての抽出もできること。
6	2	9	注射薬、処方薬も扱えること。
6	2	10	抽出した一覧から患者詳細情報として抗菌薬投与量×投与回数、薬物血中濃度のピーク値、トラフ値とクレアチニンクリアランス等の検体検査結果、薬歴を履歴一覧形式で表示できること。
6	2	11	患者詳細画面では患者の身長、体重、年齢、性別を表示できること。
6	2	12	フォローアップ対象患者を指定し、抗菌薬の投与終了後も継続して該当患者を抽出できること。
6	2	13	フォローアップ対象患者を期間を指定して、一覧に抽出できること。

6	2	14	ASTラウンドでの介入記録として、関与対象、コメントを登録でき、評価として適正かどうか、介入結果を管理できること。
6	2	15	ASTラウンドの介入対象者を期間を指定して、一覧に抽出できること。
6	2	16	ASTラウンドで入力したコメントがカルテに送信できること。
6	3		集計
6	3	1	薬剤パターン、薬剤系統、薬剤を指定して抗菌薬投与患者の一覧が出力できること。
6	3	2	処方医別に抗菌薬の使用量、使用患者数を出力できること。
6	3	3	病棟・診療科毎に投与量（g換算）、AUD、DOT、AUD/DOT、LOT、投与人数、投与日数の集計結果が出力できること。
6	3	4	薬剤パターン、薬剤系統、薬剤略号、薬剤別に月毎の投与量（g換算）、AUD、DOT、AUD/DOT、LOT、投与人数、投与日数の集計結果が出力できること。
6	3	5	特定病名（急性気道感染症、急性下痢症など）の外来患者に対する抗菌薬の投与状況の一覧が出力できること。
7			アウトブレイク疑い管理機能
7	1		検知機能
7	1	1	設定した条件（例えばMRSAが特定の材料以外から特定の病棟で1週間に3件以上の新規検出があった場合）に該当した場合は、管理者が確認できる方法で通知でき
7	1	2	通知された内容を選択することで発生病棟の確認ができること。
7	2		管理機能
7	2	1	通知された内容に対してアウトブレイクであったのか判定し、記録を残せること。
7	2	2	選択したアウトブレイク疑いに対して報告書が出力できること。
7	2	3	該当する患者から検出された細菌に対して、遺伝子検査の結果を取り込み関連性が記録できること。
8			職員感染管理
8	1		事故発生入力
8	1	1	電子カルテシステム端末から発生報告を入力できること。
8	1	2	発生報告の入力は一時保存ができ、後から続きの入力ができること。
8	1	3	管理者にて承認された報告は編集ができなくなる機能を有すること。
8	1	4	対象職員が電子カルテシステム端末から結果を確認できること。
8	1	5	事故・接触発生時に依頼ごとに申出書、現認書、発生報告書、任意で検査説明同意書が出力できること。
8	1	6	手術室で発生した事故については個別に入力、集計できること。
8	1	7	登録した報告について、本人のみ、自部署のみ、全体と職員の権限によって閲覧可能な対象を設定できること。
8	2		フォローアップ
8	2	1	事故発生後の定期健診の検査予定日、検査実施日を管理できること。
8	2	2	針刺し・切創事故のフォローアップができること。
8	2	3	血液・体液汚染のフォローアップができること。
8	2	4	事故後の定期健診の案内状が出力でき、提出管理ができること。
8	2	5	複数診療科での受診が必要な場合にそれぞれの検査予定日を登録し、実施状況を管理できること。
8	4		職員症状管理
8	4	1	職員、および患者の症状（風邪、発熱、下痢など）を部署ごとに登録し、管理できること。
8	4	2	症状、部署ごとに職員と患者の日ごとの推移が出力できること。
8	5		接触者サーベイランス
8	5	1	特定の菌、ウイルス等を持った患者に接触した職員について、その後の状態を管理できること。
8	5	2	基礎情報として観察開始日、勤務シフト、所属、体調、体調詳細、感染者解熱日、観察終了日、観察終了理由が登録できること。
8	5	3	基礎情報、観察項目は任意に拡張できること。
8	6		集計

8	6	1	針刺切創の報告について、各項目毎の件数が出力できること。
8	6	2	皮膚粘膜汚染の報告について、各項目毎の件数が出力できること。
8	6	3	針刺切創状況（手術部門）の報告について、各項目毎の件数が出力できること。
8	6	4	皮膚粘膜汚染状況（手術部門）の報告について、各項目毎の件数が出力できること。
8	6	5	針刺切創、皮膚粘膜、及びその手術部門の報告について、一覧出力できること。
8	6	6	部署別に患者と職員の症状別の日毎の発症人数が出力できること。
8	6	7	エピネットに提出できるデータを出力できること。
9			職員ワクチン接種管理
9	1		案内状出力
9	1	1	指定した職員のワクチン接種案内状を印刷できること。また、案内状のレイアウトはワクチンの種類に応じて変更できること。
9	2		ワクチン接種管理
9	2	1	ワクチンの接種日、ワクチン名を入力できること。
9	2	2	所属病棟、診療科、採用年月日を指定して職員を抽出できること。
9	2	3	ワクチンは麻疹、風疹、ムンプス、水痘、B型肝炎、及びその他の任意の項目を指定できること。また、対象となるワクチンを追加できること。
9	2	4	病院で管理している過去のワクチン接種歴についてはファイルから取り込みできること。
10			職員抗体管理
10	1		案内状出力
10	1	1	採血の案内状を印刷できること。
10	1	2	案内状に記載の文言は随時変更することができること。
10	2		抗体管理
10	2	1	抗体検査結果を参照、入力できること。
10	2	2	表示対象の項目は麻疹、風疹、ムンプス、水痘、HBs抗体、及びその他の任意の項目を指定できること。また、対象となる項目を追加できること。
10	2	3	所属病棟、診療科、採用年月日を指定して職員を抽出できること。
10	2	4	抗体基準値未満の職員を抽出できること。基準値未満の場合は色変えをして視覚的に分かること。
10	2	5	基準値は検査法ごとに管理ができること。
10	2	6	抗体価、ワクチン接種状況について、本人のみ、自部署のみ、全体と職員の権限によって閲覧可能な対象を設定できること。
10	2	7	抗体価が基準値未満の場合でも、施設で設定した回数のワクチン接種を実施している場合は基準値未満と分けて抽出できること。
10	2	8	抗体価の検査を外部委託している場合でも検査結果が取り込めること。
10	3		報告書出力
10	3	1	抗体検査の結果を職員ごとに報告書出力ができること。
11			手指衛生管理
11	1		手指衛生消毒薬等払出し数管理業務
11	1	1	手指衛生消毒薬、手袋、ガウン、マスクなどの払い出し量、及び使用量を管理できること。
11	1	2	手指衛生消毒薬の使用量の管理は病棟別、看護師別に管理できること。
11	1	3	病棟別に手指衛生消毒薬の使用状況を出力できること。
11	1	4	看護師別に手指衛生消毒薬の使用状況を出力できること。
11	2		集計
11	2	1	病棟別に月毎の消毒薬、ハンドソープなどの1患者あたりの手指衛生回数が出力できること。
11	2	2	病棟別に月毎の消毒薬、手袋、ガウン、マスクの使用量が出力できること。

12		コンサルテーション
12	1	コンサルテーション管理
12	1	1 感染対策室に寄せられる質問・コンサルト、及び回答を登録できること。
12	1	2 記録内容を出力できること。
13		eラーニング
13	1	教育・学習
13	1	1 感染対策に関する学習・研修教材、アンケートを容易に作成できること。
13	1	2 問題を回答する前、または問題ごとに勉強会で使用した資料や、画像、動画などを参照できる機能を有すること。
13	1	3 部署、職種、職員を指定して、回答対象者を指定できること。
13	1	4 受講状況を出力できること。
13	1	5 正答率を出力できること。
13	2	集計
13	2	1 部署別、タイトル別の回答率、対象人数の集計結果が出力できること。
14		その他統計資料作成
14	1	微生物検査関連集計
14	1	1 下記の微生物検査室で利用する集計が出力できること。
14	1	2 ・病棟別耐性菌検出率状況
14	1	3 ・微生物検査室の項目数統計、及び保険点数付項目数統計（月報、年報）
14	1	4 ・材料系統別検出菌状況統計
14	1	5 ・高頻度検出菌統計
14	1	6 ・薬剤感受性率統計
14	1	7 ・薬剤感受性MIC分布統計
14	1	8 ・指定耐性菌対象患者数統計
14	1	9 ・血液培養陽性者統計（何セット中、何セットが陽性か分かること）
14	1	10 ・迅速検査陽性者統計
14	2	任意集計出力
14	2	1 データ集計機能を有すること。
14	2	2 データベース内の全ての項目をキーに、全ての項目を抽出できること。
14	2	3 抽出結果を表計算ソフトに出力でき、データを二次加工できること。
14	3	JANISデータ出力
14	3	1 出力範囲を指定するだけでJANIS SSI部門、ICU部門、NICU部門、全入院部門へ出力するデータが作成できること。
14	3	2 JANIS SSI部門へ出力する対象については、手術手技、診療科が指定できること。
14	3	3 JANIS SSI部門へ出力時には、必須項目が未入力の情報を入力するか選択できること。
14	3	4 JANIS NUCU部門については、JANISのHPIを入力するための体重別、感染症別、判定菌別の患者数の集計ができること。
14	4	JACSデータ出力
14	4	1 出力範囲を指定するだけでJACS 抗菌薬使用動向調査システムへ出力するデータが作成できること。
14	5	エピネット出力
14	5	1 職員針刺し・切創事故、血液・体液汚染、職員針刺し・切創事故（手術室）、血液・体液汚染（手術室）の入力内容についてはエピネット日本版へ出力できること。
15		外部情報システムへのデータ報告支援機能
15	1	1 医療機関等情報支援システム(G-MIS)などの厚生労働省が執り行う情報収集システムへのデータ報告支援機能を有すること。

15	1	2	院内各部署からのデータを集約する入力画面を提供できること。
15	1	3	日毎に報告データの入力が行え、入力漏れや報告漏れの確認がおこなえること。
15	1	4	G-MIS以外の同様の報告にも対応し入力項目の変更が行えること。
16			電子カルテシステム連携
16	1		起動
16	1	1	電子カルテシステムに感染制御支援システムを起動するボタンを追加できること。また、ログインユーザーを引き継いでのシングルサインオンができ、患者指定の有無により起動する内容を変更できること。

個人情報の保護に関する特記仕様書

受注者は、個人情報の保護に関する法律第23条および第25条の規定に基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第1条 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

(作業従事者等の明確化)

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。
- 3 作業従事者は、保護責任者の指示に従い、個人情報の保護に関する法律及びこの特記仕様書に則して適正に業務の処理に当たらなければならない。

(教育研修及び指導監督)

第3条 受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、保護責任者及び作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報その他業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

(取扱区域等)

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めるとともに、取扱区域の範囲及び立入規制、防犯対策等の安全管理の措置を、書面により、業務の着手前に発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に立ち入る者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報となる情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

(複製の禁止)

第8条 受注者は、業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（業務を処理する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第9条 受注者は、業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、記録媒体の物理的な破壊その他の当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、当該受注者の機器内の個人情報等についての次に掲げる事項を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(1) 内容

(2) 記録媒体の種類及び数量

(3) 情報消去等の方法及び実施予定日

- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第10条 受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(再委託)

第11条 受注者は、発注者の許諾ある場合を除き、個人情報の取扱いに関する責務を第三者に委任してはならない。

2 受注者は、再委任（再委任先が受注者の会社法第2条第1項第3号に規定する子会社である場合を含む。以下同じ。）の許諾を得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委任を行う業務の内容
- (2) 再委任先が取り扱う個人情報の項目
- (3) 再委任の期間
- (4) 再委任が必要な理由
- (5) 再委任先の名称、代表者、所在地及び連絡先
- (6) 再委任先における個人情報の安全管理の体制
- (7) 再委任先に対して求める個人情報の保護のための措置の内容
- (8) 再委任先を監督する方法

3 再委任の契約は、この特記仕様書に基づき受注者に課された全ての義務を再委任に課するものでなければならない。

4 受注者は、再委任先が前項の義務を履行することができることを確認した後でなければ、第2項の書面を発注者に提出することができない。

5 受注者は、再委任先による個人情報の取扱いについて、再委任の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。

6 受注者は、再委任の契約において、再委任先に対する監督及び再委任先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。

7 受注者は、再委任先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

8 前7項の規定は、再委任先が個人情報の取扱いを第三者にする場合について準用する。以後さらに個人情報の取扱いを第三者にする場合も、同様とする。

(発注者の検査等への応諾義務等)

第12条 発注者は、業務に関する個人情報の取扱いについて、この仕様書に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は実地の検査を行うことができる。

2 受注者は、前項の検査の受入れ又は報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

3 受注者が個人情報の取扱いの全部又は一部を再委任したときは、発注者は、第1項の措置を自ら実施し、又は受注者に実施させることができる。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約約款による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(漏えい等が発生した場合の受注者の責任)

第15条 受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

誓約書（保護責任者用）

枚方市病院事業管理者

様

年 月 日

商号または名称 _____

所属・部署 _____

フリガナ

氏 名 _____ 印

私は、感染管理システム調達（以下、「本契約」という。）における作業（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

1. 個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び個人情報の保護に関する特記仕様書その他の本契約における取り決めに遵守し、誠実に本業務を遂行すること。
2. 本業務を行う上で知り得た個人情報（以下「本業務に係る個人情報」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が満了し、又は解除された後においても、同様とすること。
3. 本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写し、又は複製したときは、本業務の終了後、発注者の指示を受けたうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
4. 本業務に係る個人情報を発注者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
5. 本業務に係る個人情報を取扱区域から持ち出すときは、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。
6. 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに発注者にその発生状況等を報告し、発注者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく発注者に報告すること。
7. 保護責任者として統括する他の従事者に対し、前各項の規定を遵守させること。

上記の者は、本事業の保護責任者であることを証明するとともに、上記事項を遵守し機密を保持することを保証します。

所在地 _____

商号または名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

誓約書（作業従事者用）

商号または名称 _____

代表者職氏名 _____

年 月 日

所属・部署 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印

私は、感染管理システム調達（以下、「本契約」という。）における作業（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

1. 個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び個人情報の保護に関する特記仕様書その他の本契約における取り決めに遵守し、誠実に本業務を遂行すること。
2. 本業務を行う上で知り得た個人情報（以下「本業務に係る個人情報」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とすること。
3. 本業務に係る個人情報を保護責任者の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写し、又は複製したときは、本業務の終了後、保護責任者の指示を受けたうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
4. 本業務に係る個人情報を保護責任者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
5. 本業務に係る個人情報を取扱区域から持ち出すときは、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。
6. 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに保護責任者にその発生状況等を報告し、保護責任者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく保護責任者に報告すること。